

府中町パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

府中町



目 次

府中町パートナーシップ宣誓制度の概要・・・ 1

パートナーシップ宣誓をするには・・・・・・・・ 2

1. 宣誓できる人
2. 宣誓手続きの流れ
3. 交付する書類
4. 宣誓に必要な書類

パートナーシップ宣誓後について・・・・・・・・ 6

1. 宣誓書受領証等の再交付
2. 宣誓書受領証等の変更
3. 宣誓書受領証等の返還
4. 宣誓書受領証等の無効
5. 宣誓書記載内容等証明書

他の自治体との相互利用について・・・・・・・・ 7

宣誓書受領証等の提示により
受けられる行政サービス・・・ 8

Q & A ・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

人権に関する各種相談窓口・・・・・・・・ 11



府中町パートナーシップ宣誓制度の概要

府中町は、一人一人が互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、差別や偏見のない自分らしい生き方ができる社会の形成をめざしています。

その取り組みの一環として実施する「府中町パートナーシップ宣誓制度」は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人がお互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束した関係（パートナーシップ）である旨の宣誓書を提出し、府中町が受領証および受領カードを交付することによって、お二人の想いを受け止めるとともに公的に認知するものです。

この制度に法的な効力が発生するものではありませんが、制度の導入によって、性の多様性に関する社会的な理解の広がりや、すべての人がお互いの価値観を認め合い、一人一人の心を大切に守りながら、安心感をもって自分らしい生き方ができる社会が形成されることを期待しています。

【本制度における用語の定義】

「性的マイノリティ」・・・性的指向や性自認のあり方が少数派である人。

「パートナーシップ」・・・一方または双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係。

「宣誓」・・・パートナーシップにある二人が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うこと。

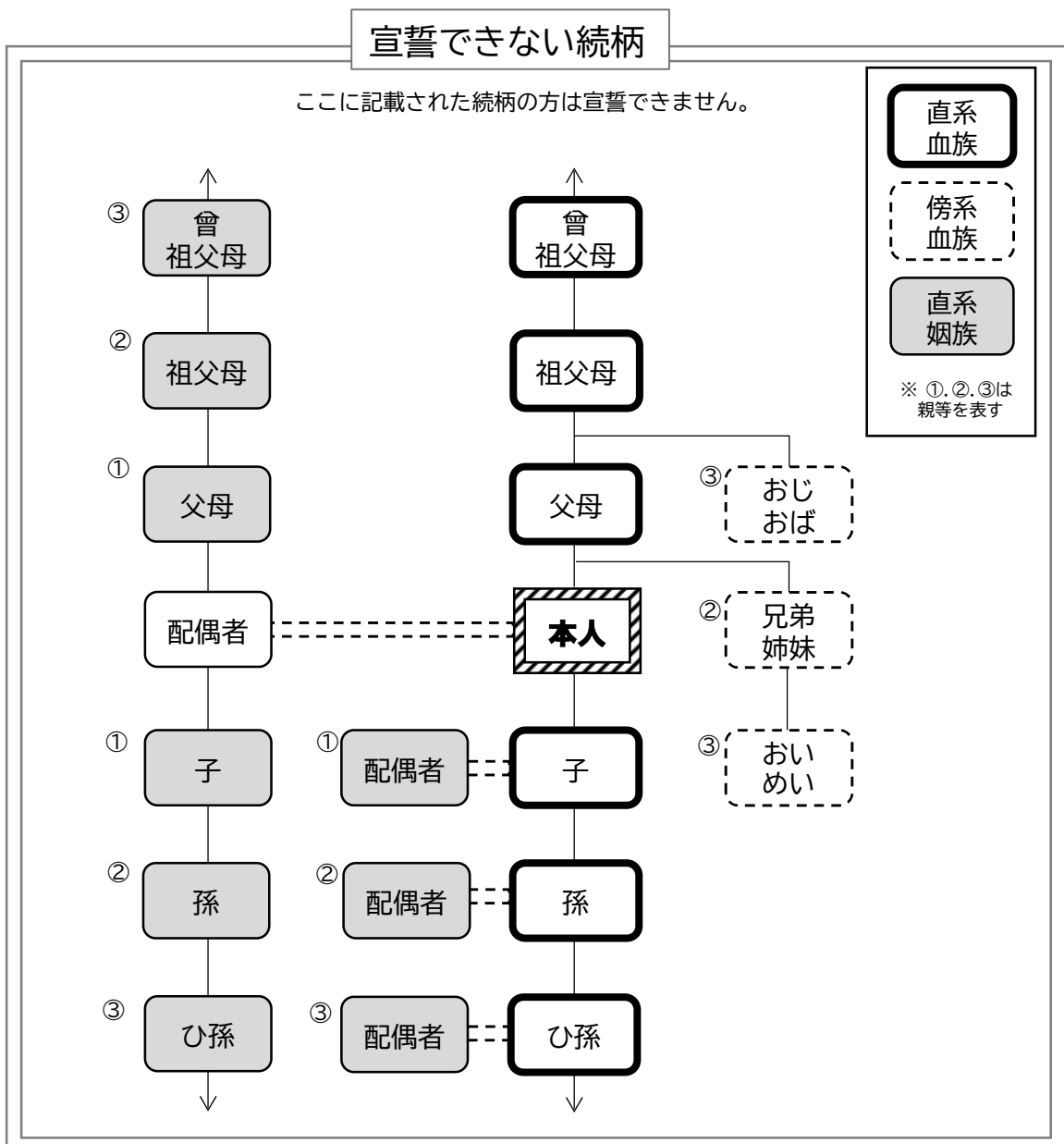


パートナーシップ宣誓をするには

1. 宣誓できる人

一方または双方が性的マイノリティである人で、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 一方または双方が府中町民であること。(転入予定を含む)
- (2) 双方が成年であること。
- (3) 双方に配偶者(事実婚を含む)がないこと。
- (4) 双方が宣誓者以外の人と宣誓をしていないこと。
- (5) 双方の関係が、近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族)でないこと。
(※下図参照)ただし、お二人が養子縁組していた場合は可能です。



2. 宣誓手続きの流れ

① 宣誓日の予約

宣誓希望日の一週間前までに人権推進室まで電話、FAXまたはメールにて予約してください。日時の調整や必要書類の確認をさせていただきます。

府中町人権推進室 TEL:082-286-3165
FAX:082-284-7111
E-mail: 府中町ホームページお問合せメールから



府中町ホームページ
(お問合せメール)

【宣誓可能日時】

役場開庁日の9時～午後4時15分の間（昼休みの12時～13時を除く）

【予約時にお伝えいただくこと】

- ① お二人の氏名、生年月日、住所
- ② 希望日時（できるだけ複数の日時をお伝えください）
- ③ 日中連絡のとれる電話番号または メールアドレス
- ④ 第三者の立ち合いの有無

※宣誓日時は状況等によりご希望に沿えない場合があります。

② パートナースhip宣誓

宣誓に必要な書類（5ページ記載）をご用意の上、予約日時・場所に必ずお二人そろってお越しください。

- ・ 予約時にご要望をお聞きますが、プライバシーに配慮し原則個室で行います。
- ・ 第三者の立ち合いが可能です。ご希望の場合は予約時にお伝えください。

「パートナーシップ宣誓書（裏面 パートナースhip宣誓にあたっての確認書）」へ記入していただきます。

自ら宣誓書に記入できない場合は、宣誓をしようとする人および町職員の立ち合いの下、代書することができます。

宣誓内容および提出書類より、要件を満たしているか確認させていただきます。

書類に不備や不足があった場合は、交付を延期することがあります。

③ パートナースhip宣誓書受領証等の交付

要件を満たしていることが確認できましたら、「パートナーシップ宣誓書受領証」および「パートナーシップ宣誓書受領カード」（お一人に一枚ずつ）と、「パートナーシップ宣誓書」の写しを即日交付します。

※費用は無料です。（必要書類の請求時には別途手数料がかかります。）

3. 交付する書類

【パートナーシップ宣誓書受領証】

A 4 サイズ

様式第2号 (第6条関係) (裏面)

パートナーシップ宣誓書受領証

____年 ____月 ____日 (____年 ____月 ____日)

住所 _____ 住所 _____

宣誓日 ____年 ____月 ____日 交付番号 _____

府中町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ制度に関する宣誓書を受領したことを証します。

____年 ____月 ____日

府中町長 ☐ 印

様式第2号 (第6条関係) (裏面)

＜受領証の提示を受けられた方へ＞

府中町では、一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、差別や偏見のない自分らしい生き方ができる社会の実現に向けて、本制度を実施しています。

法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、本制度を利用する方の性的指向や性自認、本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないでください。

※1 パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係。

※2 この受領証は、町長に対してパートナーシップの宣誓を行った2人の者が、下記の事項に該当すると認められた場合に交付されます。

① いずれか一方が町内に住所を有していること（転入予定を含む）

② 成年に達していること

③ 配偶者（事実婚を含む）がないこと

④ 宣誓者以外の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと

⑤ 民法第734条から第736条までに規定する縁組することができないとされている者でないこと（養子縁組を除く。）

＜特記事項＞※戸籍上の氏名、再交付日時

戸籍上の氏名	通称名（ ）	通称名（ ）
再交付日		
その他		

＜注意事項＞

○次の場合には、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還してください。

- ・パートナーシップを解消したとき
- ・一方が死亡したとき
- ・上記②③④の要件に該当しなくなったとき（府中町とパートナーシップ宣誓の相互利用に関する協定を結んでいる自治体に受領証等継続使用の手続きを済ませて転出した場合を除く。）

○次の場合には、宣誓は無効となります。

- ・宣誓書の内容に虚偽があったとき
- ・府中町内に転入予定だった者が、期日までに町内への転入を証明する書類を提出しないとき
- ・上記返還の規定に該当するにも関わらず届出を行わないとき

○この受領証を紛失、盗損、汚損などの事由により再交付を希望するときは、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）」をご提出ください。

宣誓書受領証の用紙は次の5種類の中からお選びいただくことができます。

A 虹色（上記）



B 四つ葉



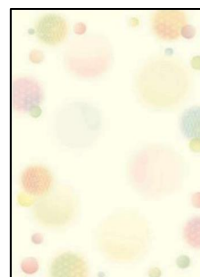
C 水玉



D 青色市松



E 華まどか



【パートナーシップ宣誓書受領カード】

カードタイプ（縦54mm×横86mm）

パートナーシップ宣誓書受領カード

府中町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

宣誓者

【本人】 _____ 【パートナー】 _____

氏名 _____ 氏名 _____

（ ____年 ____月 ____日生） （ ____年 ____月 ____日生）

住所 _____ 住所 _____

宣誓日 ____年 ____月 ____日

交付番号 _____ 府中町長 ☐ 印

特記事項※戸籍上の氏名、再交付年月日等

戸籍上の氏名（通称名を使用している場合）

【本人】 _____ 【パートナー】 _____

注意事項

○次の場合には、パートナーシップ宣誓書受領書を返還してください。

(1) パートナーシップを解消したとき

(2) 一方が死亡したとき

(3) 宣誓の要件に該当しなくなったとき（当町とパートナーシップ宣誓の相互利用に関する協定を結んでいる自治体に受領証等継続使用の手続きを済ませて転出した場合を除く）

○次の場合には、宣誓は無効となります

(1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき

(2) 町内に転入予定だった者が期日までに町内への転入を証明する書類を提出しないとき

(3) 上記の返還規定に該当するにも関わらず届出を行わないとき

受領証の提示を受けられた方へ

府中町では、町民一人ひとりが人権を尊重し、多様性を認め合い、差別や偏見のない自分らしい生き方ができる社会の実現に向けて、本制度を実施しています。法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。また、本制度を利用する方の性的指向や性自認、本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないでください。

4. 宣誓に必要な書類

パートナーシップ宣誓をするには、要件確認及び本人確認を行うため次の書類が必要です。

□ パートナーシップ宣誓書

「パートナーシップ宣誓書（様式第1号）」を**おもて面のみ記入したもの**。

※裏面（パートナーシップ宣誓にあたっての確認書）は宣誓日当日に宣誓場所にてご記入いただきます。



府中町ホームページ
(様式ダウンロード)

□ 住民票または住民票記載事項証明書

- ・ 3ヶ月以内に発行されたものを一人一通ずつ提出してください。
- ・ 同じ世帯である場合は、1枚の住民票（住民票記載事項証明書）にお二人が一緒に記載されたものでもかまいません。

※個人番号（マイナンバー）の記載があるものは受け取れません。ご注意ください。

【転入を予定されている場合】

宣誓予定日から14日以内に転入予定の人は、転入を予定されていることがわかる書類の写しを提出してください。

例：転出証明書、新しい住居の賃貸借契約書の写し

□ 配偶者がいないことを証明できる書類（戸籍抄本）

3か月以内に発行されたものを一人一通ずつ提出してください。

【本籍地が町外の場合】

本籍地のある自治体で取得していただきます。取り寄せも可能ですので、詳しくは本籍地のある自治体の戸籍担当窓口へご確認ください。

【外国籍の人の場合】

本国が発給する婚姻要件具備証明書等、配偶者がいないことを確認できる書面に日本語訳を添えて提出してください。

□ 本人確認ができるもの

マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、在留カード、特別永住者証明書などで、本人の顔写真が貼付されたもののいずれかを提示してください。

上記の書類がない場合は、アを2枚またはア・イ各1枚ずつを提示してください。

ア	国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、生活保護受給者証、国民年金手帳、被爆者健康手帳
イ	法人が発行した身分証明書（写真付き）、学生証（写真付き）、国もしくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付き）

□ 通称名を証明する書類（通称名での宣誓を希望される場合）

日常生活において通称名を使用していることが確認できる次の書類（3か月以内に発行されたもの）のいずれかを提示してください。

- 給与明細書
- 通称名の記載のある住民票
- 在学証明書
- 自宅に届いた郵便物2通（消印があり、住民票の住所と一致するもの）

パートナーシップ宣誓後について

再交付・変更・返還手続きを行う場合は、可能な限り人権推進室へ予約してください。
各種申請書は府中町ホームページからダウンロードできます。

1. 宣誓書受領証等の再交付

宣誓書受領証等の紛失や毀損等により再交付を希望する場合は、再交付の手続きを行ってください。※交付手数料300円/枚

【必要書類】

	パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）
	（毀損、汚損の場合）パートナーシップ宣誓書受領証
	（ // ）パートナーシップ宣誓書受領カード
	本人確認ができる書類（P5「本人確認ができるもの」参照）

※再交付後、紛失した宣誓書受領証等を発見した場合は、すみやかに返還してください。

2. 宣誓書受領証等の変更

宣誓書受領証等の記載事項に変更があった場合は、変更の手続きを行ってください。

【必要書類】

	パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号）
	変更内容が確認できる書類※
	パートナーシップ宣誓書受領証
	パートナーシップ宣誓書受領カード
	本人確認ができる書類（P5「本人確認ができるもの」参照）

※【変更内容が確認できる書類の例】

- ・住所変更の場合：住民票、住民票記載事項証明書
- ・氏名変更の場合：戸籍抄本等
- ・通称名変更の場合：給与明細書、通称名の記載のある住民票等

3. 宣誓書受領証等の返還

次のいずれかに該当する場合は、宣誓書受領証等の返還の手続きを行ってください。

- パートナーシップを解消したとき
- 一方が亡くなられたとき
- 「宣誓できる人」（P2参照）の要件に該当しなくなったとき

※ただし、相互利用が可能な自治体への転出で継続使用する場合を除きます。

【必要書類】

	パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号）
	パートナーシップ宣誓書受領証
	パートナーシップ宣誓書受領カード
	本人確認ができる書類（P5「本人確認ができるもの」参照）

4. 宣誓書受領証等の無効

次のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とし宣誓書受領証等を返還していただくとともに、無効となった宣誓書受領証等の交付番号をホームページ等で公表します。

- 宣誓書の内容に虚偽があったとき
- 町内に転入予定で宣誓書受領証等の交付を受けたにもかかわらず、期日までに町内への転入を証明する書類を提出しないとき
- 前記「3. 宣誓書受領証などの返還」の規定に該当するにもかかわらず、届出を行わないとき

5. 宣誓書記載内容等証明書

宣誓書記載内容等証明書の交付を希望する場合は、交付申請の手続きを行ってください。

※交付手数料300円/枚

【必要書類】

	パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書（様式第7号）
	本人確認ができる書類（P5「本人確認ができるもの」参照）

宣誓書記載内容等証明書が必要なときは？

例えば、宣誓してから8年経つと受領証等に記載された日付も8年前となります。8年後に何らかのサービスを受けようと、宣誓したことの証明として受領証を提示すると「8年前の日付でなく、最新の日付で宣誓したことを証明するものが欲しい」と相手方から言われることがあるかもしれません。そのようなときは、「宣誓書記載内容等証明書」をご利用ください。

他の自治体との相互利用について

府中町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体へ転出される場合は、すでにお持ちの宣誓書受領証等を転出先の自治体でも継続して使用することができます。

希望する場合は、次の継続使用の手続きを行ってください。

【必要書類】

	パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第9号）
	パートナーシップ宣誓書受領証
	パートナーシップ宣誓書受領カード
	本人確認ができる書類（P5「本人確認ができるもの」参照）

※自治体によって、制度や行政サービスが異なることがありますので、転出先の制度に従ってご利用ください。

府中町が相互利用に関する協定を締結している自治体については、府中町ホームページで確認いただくか
人権推進室（TEL：082-286-3165）へお問い合わせください。

宣誓書受領証等の提示により利用可能な行政サービス

府中町では、宣誓書受領証等の提示により、以下の行政サービスで利用が可能となります。
(令和5年1月25日時点)

制度・サービス名	概要・利用方法	担当課
身体障害者等に対する 軽自動車税(種別割) の減税	身体障害者等またはそのパートナーが所有する軽自動車等の自動車税(種別割)を、要件に該当する場合は、申請により減免できる。 ※パートナーは身体障害者等の方の生計同一者に限る ※減免は身体障害者等一人につき車両1台まで	【税務課】 TEL:082-286-3142 FAX:082-286-3299
町営住宅の入居	宣誓者二人で町営住宅へ入居申込みができる。	【建築課】 TEL:082-286-3174 FAX:082-284-7111
介護保険被保険者証 再発行	介護保険被保険者証の再発行を、本人の代わりにパートナーが申請できる。	【高齢介護課】 TEL:082-286-3235 FAX:082-286-3199
傷病者搬送証明書の 交付	救急自動車またはヘリコプター等で医療機関などに救急搬送された事実についての証明書の交付を、本人の代わりにパートナーが申請できる。	【消防本部】 TEL:082-286-3119 FAX:082-288-6337
り災証明書の交付	り災証明書(火災により被害を受けた事実を証明するもの)の交付を、本人の代わりにパートナーが申請できる。	

サービス内容は変更される場合があります。

Q & A

1.府中町パートナーシップ宣誓制度に関する質問

Q.1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いは何ですか？

婚姻は法律に基づく行為であるため、法律上の権利や義務が発生します。一方、府中町パートナーシップ宣誓制度は、府中町の内部規定である要綱により定める制度であり、法的効力が生じるものではありません。この制度は一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、お互いをパートナーとすること宣誓したことについて公的に認知することにより、性の多様性について社会の理解を広めるとともに、一人一人が心を大切に守りながら、自分らしく生活できることを応援するものです。

Q.2 宣誓できるのは同性パートナーだけですか？

同性パートナーに限らず、一方または双方が性的マイノリティの人で、宣誓できる人の要件を満たしていれば宣誓することができます。詳しくはP2「1. 宣誓できる人」をご覧ください。

Q.3 同居していないと宣誓できませんか？

お二人が同居していなくても宣誓することができます。

Q.4 事実婚の二人は宣誓できますか？

双方ともに性的マイノリティではない、事実婚であるお二人は宣誓することができません。

Q.5 養子縁組をしています、宣誓できますか？

宣誓しようとするお二人が養子縁組をしている場合は宣誓することができます。

Q.6 外国籍ですが宣誓できますか？

外国籍の人も宣誓することができます。宣誓時に本国が発給する配偶者がいないことを確認できる書類の提出が必要です。詳しくはP5「4. 宣誓に必要な書類（配偶者がいないことを証明できる書類【外国籍の人の場合】）」をご覧ください。

なお、パートナーシップ宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

Q.7 通称名は使用できますか？

通称名を使用することができます。通称名を使用する場合は、受領証等のおもて面に通称名、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。希望される場合は、宣誓時に日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類の提示が必要です。詳しくはP5「4. 宣誓に必要な書類（通称名を証明する書類）」をご覧ください。

2.宣誓に関する質問

Q.8 宣誓はどこで行うのですか？

府中町役場本庁で行います。予約時にご要望をお聞きますが、プライバシーに配慮し原則個室で行います。

Q.9 宣誓に当たり、プライバシーは守られますか？

宣誓はプライバシーに配慮し、原則個室で行い、担当の町職員のみが立ち会います。提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q.10 宣誓書の提出は郵送やEメールで受け付けていますか？

郵便やEメールでは受け付けていません。宣誓時は必ずお二人そろってお越しいただき、宣誓書を提出していただく必要があります。

Q.11 宣誓時、第三者の立ち合いや写真・ビデオ等の撮影は可能ですか。

可能です。立ち合いを希望される人数等については、予約時にご相談ください。

Q.12 代理人でも宣誓できますか？

代理人による宣誓はできません。宣誓時は必ずお二人そろってお越しいただく必要があります。万が一、予約日時の都合が悪くなった場合は、人権推進室（286-3165）へご連絡ください。

Q.13 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や宣誓書受領証等の交付は無料です。ただし、宣誓等の際に提出していただく必要書類（住民票や戸籍抄本など）の交付手数料等は自己負担となります。

3. パートナーシップ宣誓後に関する質問

Q.14 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか？

この制度は法的効力がないため、宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q.15 町外に転出する場合はどうすればよいですか？

(1) 一方だけが町外に転出する場合

府中町で継続使用が可能です。転出される人は、転出先自治体での転入手続き後、府中町で宣誓書受領証等の変更手続きを行ってください。詳しくはP6「パートナーシップ宣誓後について（2. 宣誓書受領証等の変更）」をご覧ください。

(2) 双方が町外に転出する場合

宣誓できる人の要件を満たさないため、宣誓書受領証等を返還してください。詳しくはP6「パートナーシップ宣誓後について（3. 宣誓書受領証等の返還）」をご覧ください。

なお、府中町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体に転出する場合は、宣誓書受領証等の継続使用申請により引き続き使用することができます。府中町ホームページにて協定を締結している自治体を掲載しています。詳しくはP7「他の自治体との相互利用について」をご覧ください。

Q.16 婚姻届を提出した場合は受領証を返還しなければならないですか？

婚姻届を提出した場合は、宣誓できる人の要件を満たさないため、宣誓書受領証等を返還してください。詳しくはP6「パートナーシップ宣誓後について（2. 宣誓書受領証等の変更）」をご覧ください。

Q.17 なりすましなどの悪用をされませんか？

宣誓を受ける際に戸籍抄本、住民票、本人確認書類等を確認することで、なりすまし等を防止します。なお、宣誓が無効のものであると判明した場合は、無効となった宣誓書受領証等の交付番号を府中町ホームページで公表します。

Q.18 受領証等の交付を受けることでどんなメリットがありますか？

この制度に法的効力はありませんが、宣誓書受領証等の提示により、各種行政サービス等が利用できるようになります。詳しくはP8「宣誓書受領証等の提示により利用可能な行政サービス」をご覧ください。

民間企業等においても家族扱いのサービスに活用してもらえるよう、周知啓発に取り組みます。

府中町ホームページは
こちら



人権に関する各種相談窓口

LGBT電話相談（エソール広島相談事業）

電話番号

082-207-3130

受付時間

毎週土曜日 10:00～16:00
(祝日・年末年始を除く)

ご家族、パートナー、支援者の方からの相談もお受けします。
相談は無料です。匿名で、秘密は厳守します。ひとりで悩まず、お気軽にお電話ください。

例えばこんな相談をお受けしています。

自分の性的指向や性別の違和感

自分の性別がはっきりとわからない

自分の性的指向や性別違和のために、職場で安心して働くことができない など

■全国の法務局・地方法務局が開設している人権相談窓口

相談は無料で、秘密を守ります。

みんなの人権110番



0570-003-110

※一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。
※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

受付時間 平日8:30～17:15

女性の人権ホットライン



0570-070-810

※IP電話からは接続できません。
※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

受付時間 平日8:30～17:15

外国語人権相談ダイヤル (Foreign-language Human Rights Hotline)



0570-090-911

(Weekdays 9:00 - 17:00)

対応言語

English (英語) Chinese (中国語)
Korean (韓国語) Filipino (フィリピン語)
Portuguese (ポルトガル語)
Vietnamese (ベトナム語) Nepali (ネパール語)
Spanish (スペイン語)
Indonesian (インドネシア語) Thai (タイ語)

※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

子どもの人権110番



0120-007-110

※一部のIP電話からは接続できません。
※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

受付時間 平日8:30～17:15

インターネット人権相談受付窓口



←QRコードをバーコード
リーダーで読み込んで接続
してください。

受付時間 24時間

[illegible]

[illegible]

府中町パートナーシップ宣誓制度利用の手引き

府中町町民生活部自治振興課 人権推進室

〒735-8686
安芸郡府中町大通三丁目5番1号
TEL：082-286-3165
FAX：082-284-7111